

西条の酒造施設群の史跡指定申請について

1 西条の酒造施設群の史跡指定申請について

7月の教育委員会定例会報告40号で報告した西条の酒造施設群について、東広島市文化財保護審議会での審議の結果、次のとおり文化財価値が高いことから、文化庁に対し、指定申請（意見具申）するもの。

※文化庁に文化財指定の申請を行う場合、「指定申請」といわず、「意見具申」という。

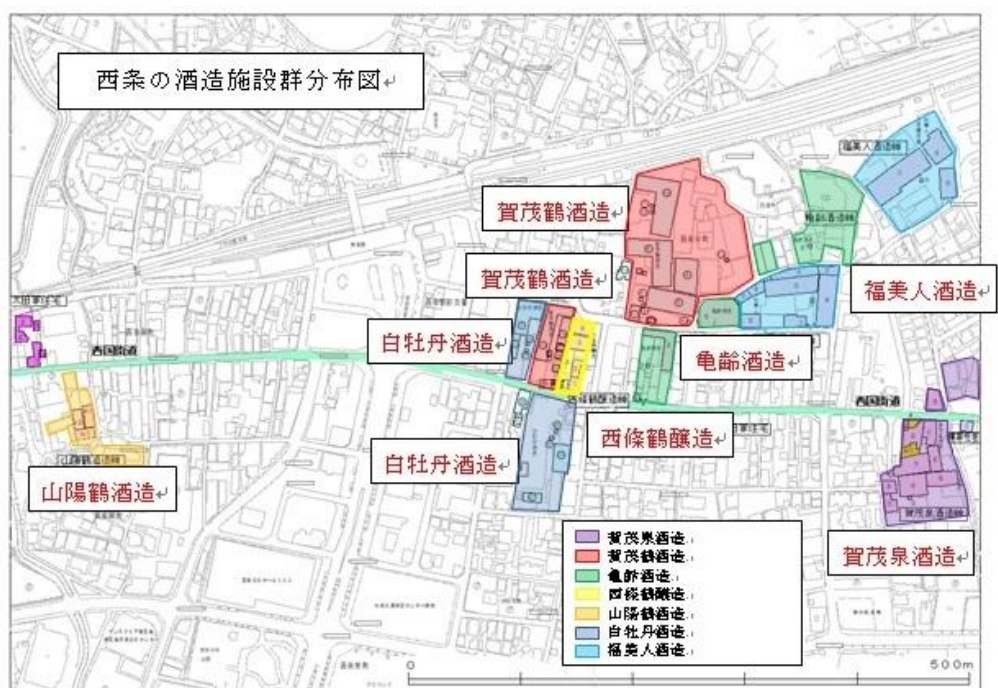
2 西条の酒造施設群の文化財的価値

- (1) 町家の背後に建てられた小規模な酒蔵から、近代以降町並みの背後の農地を利用した大規模な酒蔵へと発展していく様子が地割及び現存の建物によって明確である点。
- (2) 酒造業集積地の形成に鉄道の敷設が大きな役割を果たしており、流通拠点と生産拠点が結びつき大量生産のための施設が造られたことが、酒造業の大規模化の一典型と考えられる点。
- (3) 限られた地区に数多くの酒造施設が集中する景観は、近代の産業景観の典型であり、その景観が現在に至るまで良好に残る、全国でも希少な遺構である点。
- (4) 上記の酒造施設の多くが、現在も当初の酒造機能を維持し続けている点。

3 史跡指定までのスケジュール

※ 最速の場合、ただし、文化庁京都移転のため、審議が遅れる可能性あり

時 期	事 項
3 末～4 月	文化庁に対し意見具申 第1期申請候補
	白牡丹延宝蔵、賀茂鶴酒造1号蔵、福美人酒造大黒蔵、旧広島県醸造試験場醸造
6 又は 12 月	国の文化審議会において、史跡指定の答申
答申後約半年	官報告示（史跡指定）



西条の酒造施設群分布図